5-7. 那覇市議会事務局職員の名札及び職員証に関する規程に 関し必要な事項を定める要綱

令和 6 年 12 月 20 日 議会事務局長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、那覇市議会事務局職員の名札及び職員証に関する規程(令和6年那覇市議会訓令第1号。以下「訓令」という。)第5条及び第7条の規定に基づき、様式及び必要な事項を定めるものとする。

(訓令第3条に規定する名札等)

- 第2条 訓令第3条の名札は、第1号様式の名札とする。
- 2 第1号様式の名札は、次の各号に掲げる職員に応じ、当該各号に掲げる部署 が交付する。
 - (1)新規採用職員(会計年度任用職員及び当該名札が不要な職員を除く。) 人事課
 - (2)会計年度任用職員及び異動等で名札の一部が変更となる職員 庶務課
- 3 第1号様式の名札のほか、職員は、第2号様式の名札及び事務局長が別に定める名札を使用することができる。

(訓令第5条に規定するものの様式等)

- 第3条 訓令第5条に規定するものの様式及び寸法等は、当該各号に定めるものとする。
 - (1) 名札(第1号様式及び第2号様式)
 - (2) 職員証(第3号様式)
 - (3) 職員証損傷·紛失届(第 4 号様式)

付 則(令和6年12月20日議会訓令第1号)

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

第1号様式(第2条、第3関係)



寸法 横 91ミリメートル 縦 55ミリメートル 地質 上質紙 色 地色 白色 文字 黒色 市紋章 黒、紫又はSDG s 版 フォント ユニバーサルデザイン

第2号様式(第2条、第3条関係)

那覇市



氏名又は氏(よみが

な)

寸法 横65ミリメートル 縦20ミリメートル又は 横79ミリメートル 縦29ミリメートル

地質 プラスチック

色 地色 黒色 文字 白色 市紋章 黄色

第3号様式(第3条関係)



寸法 横 85ミリメートル 縦 54ミリメートル

地質 ICカード

色 地色 薄水色 文字 黒色 市紋章 紺色

写真 上半身カラー(縁なし四角形) 横 22ミリメートル 縦 28ミリメート ル

第4号様式(第3条関係)

職員証 損傷・紛失届		
所属		
職名	職員番号	氏名
理由		
上記のとおり届け出ます。		
年 月	日	
氏名	印	
那覇市議会議長 様		

【制定理由】

名札等の様式を要綱へ移し、訓令の施行に必要な事項を定めるため。